ニュ~スコンデナ~

No. 345

発行 2008年2月10日

吹付けアスベスト飛散防止対策徹底

国土交通省は、昨年 12 月に総務省が行った「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」において、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策等を市町村や建築物の所有者に対しても周知徹底するとしました。

使用実態の把握については、以下の点に留意することとしています。

- ①市町村に対して、アスベストの使用頻度の高いと見られる建築物の種類を例示したところ、例示された建物「限定」と解して調査していた市町村があり、同様の例がないか確認し、漏れがある場合は、直ちに調査を実施するように要請すること。
- ②長期間未使用の建築物であっても、施工時期など から吹付けアスベストが使用されている可能性が 高いと考えられる場合は、実態把握調査の対象と すること。
- ③建築物の所有者が機械室など一部の部屋しか確認 していない例があり、建築物全体(空調設備等の建 築設備含む)を確認するよう所有者に対して指導 すること。

また、飛散防止対策の徹底については、以下のものを挙げています。

- ①除去など措置の必要性の判断は、アスベスト粉じん 濃度の測定結果のみならず、劣化状態、使用頻度 を総合的に勘案する必要があることを所有者に周 知させること。
- ②各地方公共団体は民間建築物に対する補助制度 を創設するとともに、支援策が活用されるよう普及・啓発に努めること。
- ③建築基準法第 12 条第 1 項に基づく定期調査報告書より、吹付けアスベストや飛散防止措置の状況等について定期的に調査し報告するよう徹底すること。アスベストの分析に当社は実績と経験があります。まずはお気軽にご相談下さい。

資料 2007年12月28日付 国土交通省HP

無機分析箇所 櫻内大介



The Knights of Environmental Science 内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817 U R L : www.knights.co.jp

土対法指定調査機関に関する 自治体アンケート結果

「土壌環境施策に関するあり方懇談会(第6回)」において、土壌環境センターがこのほど実施した「指定調査機関に関する自治体アンケート」結果について発表され、その概要は次の通りでした。

調査は、昨秋(平成19年10月)、都道府県及び政令市全153自治体に対し実施され、143自治体から回答がありました。それによると、「土壌汚染対策法を契機とする調査について、指定調査機関の技術的能力が不十分なため、問題を生じたか」という問いに対して、116自治体から回答があり、そのうち29自治体(25%)が「ある」と回答しています。

上記の結果、「ある」と回答した29自治体について「生じた問題」の具体的な内容は、「調査計画の作成段階で自治体に相談があり、試料採取ポイントの設定方法や汚染のおそれの区分の判断が不適切であったため、指導を行った事例」、「調査・分析をやり直させた事例」や「報告書を書き直させた事例」が報告されています。この結果を受け、同センターでは、「指定調査機関の一部には能力の向上が課題と考えられる」と報告されています。

また、この懇談会では、法律の対象範囲が狭いことによる現状の問題点を整理し、自主的な調査・対策のあり方等についてもまとめていく方針です。

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008 年1月16 日付 環境新聞 環境省HP「土壌環境施策に関するあり方懇談会」 十壌環境箇所 明石康伸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- 1. 平成 18 年度騒音規制法施行状況
- 2. 平成 18 年度振動規正法施行状況
- 3. 平成 18 年度悪臭規正法施行状況
- 4. 平成 18 年度公共用水域水質測定結果
- 5. 新水質指標を用いた試行調査を実施



今すぐ、結果が知りたい!っと思った事ありませんか? 業界初新サービス、しかも無料!

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。 まずは、お問合せください。